

## 農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（神奈川県）

1 期間 第1四半期（平成28年4月～6月）

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	3	3回(4、5月)	3	3
果実類	1	1回(5月)	1	1
きのこ・山菜類	1	しいたけ2回 (5、6月)	2	東部・西部
畜産物	2	牛肉：1回／2 月 豚肉：1回／2 月	牛肉：1 豚肉：2	東部・西部
野生鳥獣肉	—	—	—	—
乳	1	1回／週	11	東部・西部
穀類	—	—	—	東部・西部
海産魚種	6	2回／3月	6	相模湾
内水面魚種	1	1回／3月	2	相模川、酒匂川
その他(茶)	1	2回(5月)	2	2
小計	16	—	30	—
市場に流通している食品				
生鮮品又は加工品	37	1回／週～2週	37	/
計	53	—	67	/

【神奈川県】平成28年度の食品中の放射性物質検査計画

1 県内農林畜水産物の放射性物質検査計画

区分	対象区域	対象品目	検査の頻度等	1回の検体数	検査実施機関
農産物	県下全域	野菜類、果実類、穀類、茶等県内の主要農産物	2回程度／月	1～2検体	・民間検査機関 (農業技術センターは緊急時対応)
林産物	県下全域	しいたけ (原木・菌床)	1回程度／月 (東部及び西部)	1検体	・民間検査機関 ・衛生研究所 (農業技術センターは緊急時対応)
	東部・西部 (注1)	たけのこ	発生期間の出荷前 (東部及び西部)	1～2検体	
畜産物	東部・西部 (注1)	原乳	1回／週 (東部又は西部)	1検体	・衛生研究所
水産物	東京湾・相模湾 (注2)	魚介類 (海面：表層(マイワシ、カタクチイワシ、マサバ、ゴマサバ、ブリ等) 中層(スズキ、アカカマス、タチウオ等) 底層(ヒラメ、マコガレイ、メバル、カサゴ等) 軟体類(ヤリイカ、スルメイカ、コウイカ、マナマコ等) 貝類(アサリ、サザエ、アワビ類等)	1回／2月	3検体	・民間検査機関

区分	対象区域	対象品目	検査の頻度等	1回の検体数	検査実施機関
水産物	相模川等 (注3)	魚介類 (内水面：ワカサギ、アユ、ニジマス、ヒメマス、オオクチバス等)	主要漁期に 1回	1～2検体	・民間検査機関
	東京湾・相模湾 (注3)	海藻 (ワカメ、ヒジキ、ノリ等)	主要漁期に 1回	1～2検体	

(注1) 県を東部・西部の2区域に分けて実施

東部：横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町（12市2町）

西部：相模原市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村（7市11町1村）

(注2) 東京湾及び相模湾の魚種等を実施

東京湾（横浜市柴漁港等、東京湾岸の漁港で水揚げされたもの）

相模湾（横須賀市佐島漁港、小田原漁港等、相模湾岸の漁港で水揚げされたもの）

(注3) 相模川、酒匂川、早川、芦ノ湖等の漁業権が設定されている河川等の漁業権対象魚種を実施

## 2 県内に流通する加工食品等（県内産及び県外産）の放射性物質検査計画

区分	対象品目	検体数	検査実施機関
加工食品等	食肉製品 清涼飲料水 調製粉乳 等	130検体	衛生研究所

次の事項を踏まえ、検査する食品を選択する。

- (1) その食品又は主な原材料である食品の産地が国産であることが確認された食品であり、特に17都県（\*）を産地とする、または、製造施設が所在する食品について検査を実施する。
- (2) 原因追求を可能とするため、加工度が低く、主原材料が単一である食品を中心に検査を実施する。
- (3) 対象施設における食品の管理状況を確認して、食品中の放射性物質検査が必要であると判断される食品について検査を実施する。

\*17都県：青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡

3 牛肉及び豚肉（県内産及び県外産）の放射性物質検査計画

神奈川食肉センターで処理された牛肉及び豚肉の放射性物質検査を食肉衛生検査所で実施する。

- (1) 牛肉（県内産及び県外産）  
2か月に1回、検査を実施する。
- (2) 豚肉（県内産及び県外産）  
2か月に1回、検査を実施する。